

居宅介護支援重要事項説明書

〔当事業所は指定居宅介護支援の指定を受けています。〕
（宮城県指定 第0471100081号）

1 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

居宅介護支援は、介護保険法令に従い、事業所の介護支援専門員が要介護状態等にある高齢者に対し、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービスを適切に利用出来るよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設への紹介等との連絡調整その他の便宜の提供を行うを目的とします。

② 運営方針

1. 利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、配慮して援助に努めます。
2. 利用者の心身の状態や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に偏らないよう公正中立に行います。
4. 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及びインフォーマルサービスとの綿密な連携を図り、総合的・効率的なサービスの提供に努め、利用者本位、公正中立を基本方針とします。
5. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に努め、医療サービスとの連携に配慮してサービス提供に努めます。又、要介護状態が改善し要支援認定となった場合には地域包括支援センターに必要な情報提供を行います。
6. 利用者の要介護状態に係る申請に関して、利用者の意思をふまえ必要な協力を行います。又、要介護認定等の申請が行われているか否を確認しその援助も行います。
7. 上記内容以外にも、「岩沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の内容を遵守して事業を実施します。

2 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人 数	職 務 内 容
管 理 者（所 長）	1 名	事業所の管理及び利用者の申込みに係る調整等
主任介護支援専門員	1 名以上	介護支援専門員の支援、介護支援専門員のネットワーク構築や支援困難事例などに対する助言
介護支援専門員	3 名以上	居宅サービス計画の作成、居宅介護支援の提供等

3 利用日及び利用時間

利 用 日	月曜日から金曜日まで。（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
利 用 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで。 利用時間以後は電話等により24時間連絡が可能な体制を取ります。 （ 代 表 0 2 2 3 - 2 9 - 2 1 4 1 ）

4 居宅介護支援の提供方法、内容

- ① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し利用者及び家族と面接を行い、利用者支援する課題を把握・分析する事でその課題に基づいた居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成には、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を利用者に提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等と連絡調整を行います。
その際には、前6ヶ月に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合及び各サービス毎の同一事業者によって提供された割合の説明を行います。利用者等の選択を求めずに同一の事業主体に偏った計画原案の提示は致しません。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握、訪問等により概ね月に1回程度（著しい要介護状態変化は除く。）課題を把握、必要に応じて居宅サービス計画の変更又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- ④ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- ⑤ 利用者が介護保険施設等の入退所等を希望した場合は、介護保険施設等の紹介、居宅生活に向けて円滑に移行できるよう便宜の提供を行います。

- ⑥ 介護支援専門員は、サービス担当者会議を当該事業所等で開催し当該居宅サービス計画について担当者から意見を求めるものとします。
- ⑦ 介護支援専門員は、利用者及び家族にサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- ⑧ 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、利用者若しくはその家族から求められた際には提示します。

5 通常の事業の実施地域

居宅介護支援事業の通常の実施地域は、岩沼市・名取市（愛の杜・堀内地域）の区域とします。

6 利用料及びその他の費用

- ① 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始月あたり介護報酬の告示上の料金は、1ヶ月につき要介護1・2は10,860円、要介護3・4・5は14,110円となっています。
又、次ページ別表1の項目に該当する場合には上記の料金に加算されます。
- ② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合があります。
- ③ 利用者は、居宅介護支援の提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合は交付いたします。（無料）
- ④ 利用料金、費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払いいただきます。利用料および他の費用詳細は、利用者と当事業所が居宅介護支援契約を取り交わすことになった場合に、別紙契約書にて明記します。

別表 1

加算項目	料金	加算の内容
特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき)	4,210円	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資する事を目的とする。 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催する事等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき)	3,230円	上記、特定事業所加算Ⅱと同様に、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。 (特定事業所加算はⅡ又はⅢのいずれかで算定)
初回加算 (1月につき)	3,000円	新規に居宅介護サービス計画を作成し、サービスを利用した場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき1回を限度)	2,500円	利用者が病院又は入院したその日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき1回を限度)	2,000円	利用者が病院又は入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
退院・退所加算 カンファレンス(有)	6,000円	病院や介護保険施設等から退院・退所に当たって医療機関等の職員から必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
カンファレンス(無) (入院又は入院期間中3回まで)	4,500円	
通院時情報連携加算 (1月につき一回を限度)	500円	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行いケアマネジメントを行った場合。
緊急時居宅カンファレンス加算	2,000円	必要に応じ、医療関係職種等と利用者の自宅においてカンファレンスを行い、サービスを利用した場合。

支払い方法は、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

7 事故発生時の対応

- ① 居宅介護支援の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 居宅介護支援の提供に伴って、居宅介護支援事業者又はサービス提供事業者の責めに期すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8 秘密の保持

- ① 当事業所の従業者であるものは、正当の理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

9 苦情申立や相談

- ① 当事業所における苦情及び相談は以下の窓口で受け付けます。
(責任者) 主任介護支援専門員 千葉 和徳
(担当者) 担当介護支援専門員
また、苦情受付ボックスを事業所に設置しています。

- ② 行政機関その他苦情受付機関

岩沼市役所 健康福祉部介護福祉課	所在地 岩沼市里の杜三丁目4-15 電話番号 0223-24-3016 受付時間 8:30~17:15
宮城県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談室	所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 電話番号 022-222-7700 受付時間 9:00~16:00
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に関する 「運営適正化委員会」	所在地 仙台市青葉区本町3丁目7-4 電話番号 022-716-9674 受付時間 9:00~17:00

10 感染症対策の強化と業務継続に向けた取組

新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針に基づいた感染症の発生及び蔓延防止のための取組を行います（研修の実施を含む）。

11 非常災害対策

- ① 非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います（研修の実施を含む）。
- ② ご利用者様に対して居宅介護支援の提供ができない何らかの災害や大規模災害が（地震・風水害等）発生した場合、急遽お伺いを取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

12 ハラスメント対策の強化

- ① 当事業所は、適正な事業の運営を確保する観点から、職場において行われるハラスメント行為で介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等必要な措置を講じております。

- ② ご利用者様及びご家族様からの、身体的及び精神的への乱暴な言動やセクシュアルハラスメント等のハラスメント行為により介護支援専門員の支援業務が害される場合には、本契約の解除となる事があります。

13 虐待防止について

- ① 当事業所における虐待の防止に関する相談は以下の窓口で受け付けます。
(責任者) 主任介護支援専門員 千葉 和徳
(担当者) 担当介護支援専門員
- ② 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
(1) 虐待を防止するための介護支援専門員等に対する研修を実施します。
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備します。
(3) その他虐待防止のために必要な措置をします。
- ③ 事業所は、介護支援専門員等や指定居宅サービス事業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 その他の事項は、担当介護支援専門員におたずねください。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 岩沼市恵み野一丁目7番地の1
法人名 社会福祉法人ライフケア赤井江
名称 マリンホーム介護支援センター
代表者 千葉和徳
電話 0223-22-2232 FAX 0223-22-1271

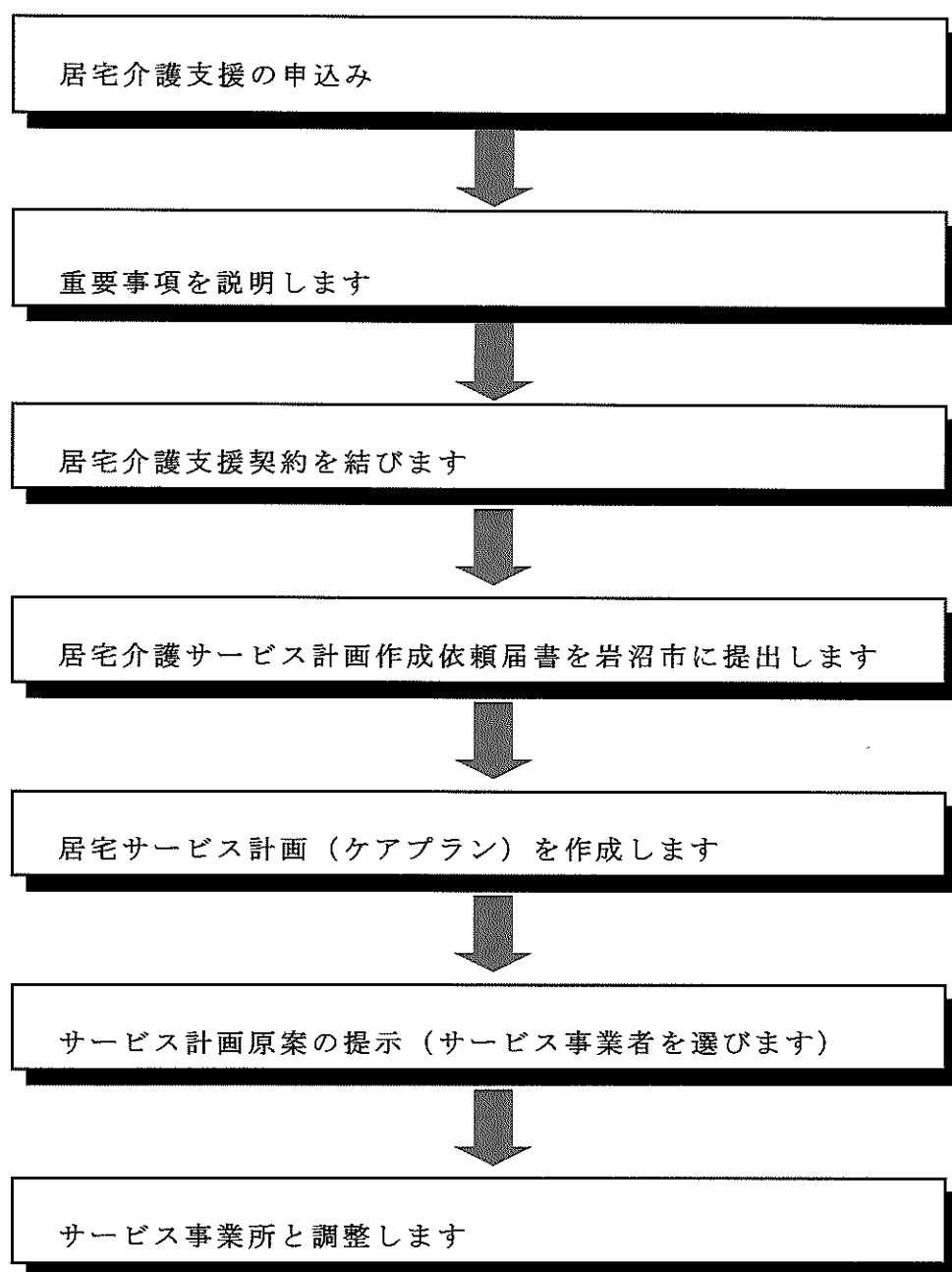
説明者氏名 介護支援専門員

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所
氏名

(署名代行者) 住所
氏名

【居宅介護支援の申込みからサービス提供まで】



事 業 所

（宮城県指定 第047110081号）

マリンホーム介護支援センター

岩沼市恵み野一丁目7番地の1

電話 0223-22-2232

FAX 0223-22-1271